事例No.	89
公表年度	H28
団体の属性	指定都市
団体名	熊本県熊本市

事例区分	第三セクター

タグ	・社団法人・財団法人 ・組織改革 ・公共施設等総合管理計画

事例種類	整理・再生等の抜本的改革を行った事例（統合）

事例内容・タイトル

3 組織の統合による一体的な地下水保全の取組

出典

第三セクター改革等先進事例集

事例名	3 組織の統合による一体的な地下水保全の取組
団体名	熊本市
法人名	(公財)くまもと地下水財団

＜地方公共団体のデータ＞※

人口(人)	735,174
標準財政規模(百万円)	159,091
財政力指数	0.71

※ 人口は、住民基本台帳に基づく人口(平成 28 年 1 月 1 日時点)
標準財政規模及び財政力指数は、平成 27 年度決算の数値

＜法人データ＞

[出資等の状況](平成 28 年 3 月 31 日時点)

熊本市	950(100.0%)
役職員数(人)	30

[経営状況](平成 27 年度決算)

経常収益	65
経常損益	▲72
当期純損益	▲7

(単位:百万円)

資産	426
負債	13
純資産	413

[法人概要](設立目的、業務概要等)

(1)設立目的

(公財)くまもと地下水財団は、熊本地域の人々の暮らしを始め、農・工業など産業活動の礎である地下水について、地域の住民・事業者及び行政機関等それぞれが、この地域の大地に地下水の広がりがあることを再認識し、一つの共同体として、地下水の健全な循環環境の整備に取り組むことを目的に、熊本県及び熊本地域 11 市町村により平成 24 年 4 月に設立された法人である。

熊本地域とは、熊本市、菊池市、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町をいう。



(2)業務概要

地下水の調査研究等の成果を踏まえ、効率的かつ効果的な 4 つの公益目的事業を展開している。

1 地下水環境調査研究事業
2 地下水質保全対策事業
3 地下水かん養推進事業
4 地下水採取・使用適正化推進事業



1. 本事例の概要(取組の内容、ポイント)

熊本地域で共有する恵まれた地下水を未来に確実に守り伝えるため、住民、事業者、行政等が一体となり、広域的な地下水保全に取り組むため、組織の統合・移行を実施した事例である。

熊本地域は一つの大きな地下水盆を共有し、生活用水のほぼ 100%を地下水で賄っている。しかし、近年、地下水質の悪化や地下水位の低下など、地下水を取り巻く環境は年々厳しさを増している。そこで、住民の保全活動を支援する「(財)熊本地下水基金」、事業者が参画する「熊本地域地下水保全活用協議会」、行政が構成する「熊本地域地下水保全対策会議」の 3 組織を統合・移行し、熊本地域が一体となり地下水環境の改善を図る、新たな地下水保全組織を設立した。

2．取組の背景、理由、着手のきっかけ

住民生活や地域経済を支える恵まれた地下水は、地域共有の財産である。しかしながら、水質・水量両面の課題が顕在化し、これまでの調査研究の成果を踏まえた、効率的かつ効果的な地下水保全活動を住民、事業者、行政が一体となり広域的に取り組むことが必要との提案が「熊本地域地下水保全対策会議」においてなされた。

この課題に対し、平成 20 年度に熊本県と熊本地域 11 市町村（当時は 13 市町村）において、「熊本地域地下水総合保全管理計画」を策定する中で、住民、事業者、行政の協働による地下水保全推進母体として新たな組織の設立を明記し、その設立に向け検討に着手した。



3．取組の具体的内容

(1)取組方針とその決定過程

【要求される組織像として】

○住民、事業者、行政の英知を結集し、各実働主体のアイデア、ノウハウを調整し、総合的な対策を実施できる組織。
○積極的な事業の充実を図るために、地下水の取水量等に応じた新たな財源負担の検討が必要不可欠。
○各実働主体に対し、強いリーダーシップを発揮できるとともに、かつ、自らも地下水保全対策の実働主体として取り組むことができる組織。

「熊本地域地下水総合保全管理計画」の目的を達成するため、上記の組織像を踏まえ、各組織に理解を求め合意形成に至った。

(2)取組の具体的な進め方

平成 20 年 9 月

熊本地域地下水保全対策会議において「熊本地域地下水総合保全管理計画」を策定し、地下水保全の新組織の設置を明記。

平成 21 年 5 月

熊本地域地下水保全対策会議、熊本地域地下水保全活用協議会及び熊本地下水基金の既存三組織を統合した新組織について検討開始。

平成 22 年 10 月

熊本地域地下水保全対策会議及び熊本地下水基金理事会において、熊本地下水基金を母体に、熊本地域地下水保全対策会議及び熊本地域地下水保全活用協議会の役割・事業等を引き継ぎ、公益財団法人へ移行することで合意。

平成 23 年 5 月

対策会議及び熊本地下水基金理事会において、組織・役員体制等について合意。

平成 23 年 7 月

熊本地域地下水保全活用協議会の理事会・総会において、新財団への統合計画を承認。

平成 23 年 10 月

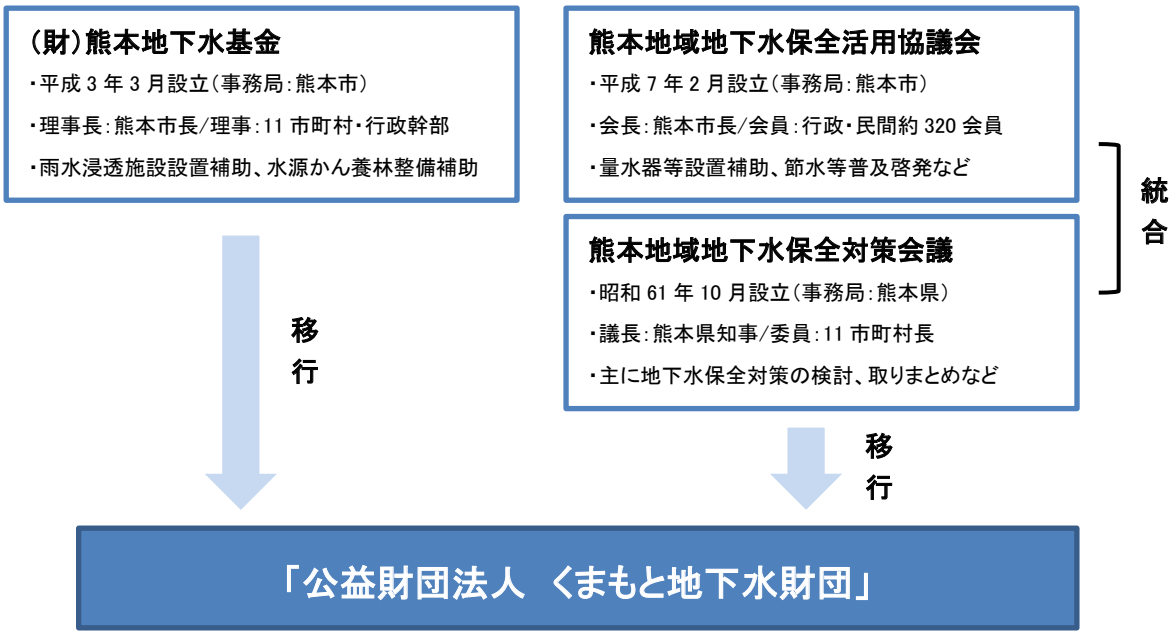
熊本地域地下水保全対策会議及び熊本地下水基金理事会において、公益財団法人移行計画の承認。(※申請書を提出)

平成 23 年 12 月

県公益等認定審議会において、公益認定の基準に適合の答申。（※認定書 H24.3.21 交付）

平成 24 年 4 月

4 月 1 日付けで公益財団法人くまもと地下水財団への移行登記完了・発足。

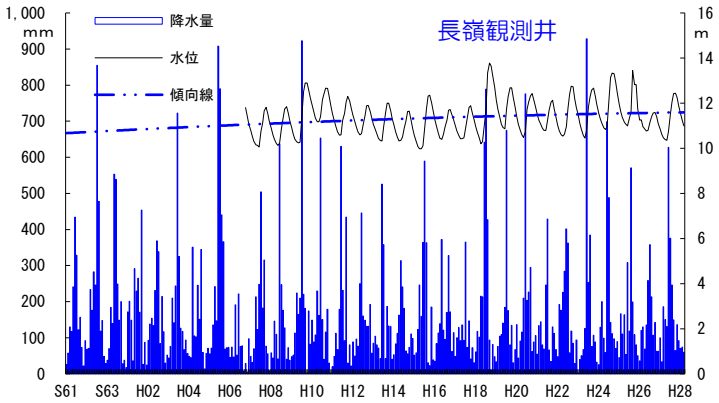


4. 取組の効果

住民、事業者、行政の地下水保全活動を統合・移行したことにより、地下水保全への共通認識が高まり、地下水かん養事業や節水運動など、協力・連携した取組が行われている。

その効果として、水量については、低下傾向にあった地下水位が、近年、横ばい若しくは上昇の兆しが見られる。また、水質については、硝酸性窒素削減対策等、長期的な取組が必要なことから、今後も継続的な対策を実施することとしている。

このような、熊本地域が一体となった広域的な地下水保全の取組の成果として、2013 年国連“生命の水”最優秀賞を受賞し、国際的にも高く評価されている。



5. 今後の課題（今後の方針、残された課題等）

熊本地域の恵まれた地下水を未来に確実に守り伝えるため、当財団が実施する地下水保全事業を、地域住民や事業者へ更に広く周知する必要がある。また、当財団は、公益事業を実施する組織であるため、県及び熊本地域 11 市町村からの財源の負担や事業協力の永続的な支援が不可欠となる。

6. 他団体の参考となり得る点（苦労した点、工夫した点、上手く進んだ理由、反省すべき点等）

本事例は、市域を越えた住民、事業者、行政による協働組織の運営であるため、関係自治体の財政的負担や事業協力、住民や事業者への地下水保全意識の浸透や活動協力など、理解を深める難しさがある。しかし、熊本県地下水保全条例による「地下水は公共水（公共性のある水）」との位置づけや地下水採取の許可制導入、また、地下水涵養指針における許可採取者の地下水涵養方策の一つとして「（公財）くまもと地下水財団への寄附等の協力」を明記するなど、共同目標を達成するための制度を確立したことは特筆すべきである。

＜参考＞地方公共団体の問合わせ先

担当課	熊本市総務課	連絡先	096-328-2092